

退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

退職者に支払われる退職手当等に係る市民税・県民税は、通常の給与所得とは取扱いが異なります。
給与所得が翌年度に課税されるのに対して、退職所得は、退職手当等を支払う際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、翌月10日までに市民税と県民税を合わせて市町村に納入していただきます。

1. 納入先市町村

退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在における住所地

2. 課税されない人

- ・退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において日本国内に住所を有しない人
- ・退職手当等の収入金額が退職所得控除額より少ない人

3. 市民税・県民税が課税されない退職手当

- ・所得税の源泉徴収の対象とならない退職手当等
- ・死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、その人の相続人等に支給されることになったもの
- ・退職した人又は死亡により退職した人の遺族に、退職に伴う転居のために通常必要とされる範囲内で支払われる旅費等

4. 特別徴収票の提出

法人がその役員（相談役、顧問、その他これらに類するものを含む。）に対して支払う退職手当等について、特別徴収義務者は**特別徴収票**（所得税の退職所得の源泉徴収票と同一様式）**1部を退職の日から1か月以内に市町村へ提出**してください。

※役員以外の方でも、市民税・県民税が課税される場合は、提出をお願いします。ただし、算出税額が0円の場合は、提出不要です。

5. 納入書の記入方法・納入方法

納入書表面の「退職所得分」に退職所得分の税額を記入し、「合計額」に給与分と退職所得分の合計額を記入してください。「領収証書」、「納入書」、「納入済通知書」の3種類すべてに記入が必要です。

また、裏面の市民税・県民税納入申告書には納税者の人員、退職手当等支払金額及び当該市民税・県民税額の内訳を記入してください。（P7に記載例あり）

納入方法は、給与分の納入方法と同じです。詳しくはP4でご確認ください。

退職所得に係る市民税・県民税の計算方法

1. 税率

市民税	6%	県民税	4%
-----	----	-----	----

2. 税額の算出方法

退職所得の収入金額	勤続年数
(ア) <input type="text"/> 円	(イ) <input type="text"/> 年
※勤続年数に1年未満の端数があるときは1年に切り上げます。	

(1) 退職所得控除額を求める。

①勤続年数が20年以下の場合…

②勤続年数が20年超の場合…

※上記①の金額が80万円に満たないときは80万円になります。
 ※障がい者になったことにより退職した場合には、上記金額に100万円を加算してください。

退職所得控除額①又は②	(ウ) <input type="text"/>	円
-------------	--------------------------	---

(2) 退職所得金額を求める。

退職手当等の収入金額(ア) - 退職所得控除額(ウ)	(エ) <input type="text"/>	円
(エ) × 1/2	(オ) <input type="text"/>	円

※勤続年数5年以内の法人役員等の場合は(オ)の欄は(エ)と同額になります。

(オ)の千円未満の端数を切捨て	退職所得金額	(カ) <input type="text"/>	000円
-----------------	--------	--------------------------	------

(3) 市民税額を求める。

退職所得金額(カ) × 6%	(キ) <input type="text"/>	円	
(キ)の百円未満の端数を切捨て	市民税額	(ク) <input type="text"/>	00円

(4) 県民税額を求める。

退職所得金額(カ) × 4%	(ケ) <input type="text"/>	円	
(ケ)の百円未満の端数を切捨て	県民税額	(コ) <input type="text"/>	00円

(5) 特別徴収税額を求める。

市民税額(ク) + 県民税額(コ)	特別徴収税額	<input type="text"/>	00円
-------------------	--------	----------------------	-----

【計算例】

退職手当の収入金額1,047万円、勤続年数19年6か月の場合

- 退職所得控除額を求める。 40万円×20年 = 800万円
- 退職所得金額を求める。 1,047万円 - 800万円 = 247万円
247万円 × 1/2 = 123.5万円
※千円未満の端数は切り捨て
- 市民税・(4) 県民税額を求める。

	【市民税】	【県民税】
(税率を乗じる)	123.5万円 × 6% = 74,100円	123.5万円 × 4% = 49,400円
(百円未満切捨て)	74,100円	49,400円
(5) 特別徴収税額を求める。	74,100円 + 49,400円 = 123,500円	

— 納入申告書記載例(納入書の裏面) —

市民税・県民税 納入申告書	
出雲市長様	
○年△月□日 提出	令和 年 月 分 人員 人
退職手当等支払金額	10470000
特別徴収額	74100
市民税	74100
県民税	49400
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 〒○○○-○○○ ○○市○○町○○○	(受付印)
氏名又は名称 株式会社△△△ 代表取締役 ○○○○	
法人番号	

退職手当等を支払われた人数を記入してください。

支払われた退職手当等の金額を記入してください。

退職所得に係る特別徴収税額を記入してください。

法人番号を記入してください。